

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項

に基づく所有者等の探索の対象となる地域について(令和4年度)

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
宇都宮地方法務局	栃木県宇都宮市新里町丙
〃	栃木県宇都宮市新里町乙
〃	栃木県鹿沼市下日向
〃	栃木県鹿沼市貝島町
〃	栃木県鹿沼市口栗野
〃	栃木県鹿沼市西鹿沼町
〃	栃木県鹿沼市中粕尾
〃	栃木県鹿沼市日吉町
〃	栃木県鹿沼市府所町
宇都宮地方法務局真岡支局	栃木県真岡市下大田和
〃	栃木県真岡市京泉
〃	栃木県真岡市西郷
〃	栃木県真岡市台町
〃	栃木県真岡市田島
〃	栃木県真岡市堀内
〃	栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井
宇都宮地方法務局大田原支局	栃木県大田原市岡
〃	栃木県大田原市戸野内
〃	栃木県大田原市今泉